

【職員】 令和6年6月20日以降の対応について

職員の対応		対応	備考
1	コロナ感染	5日間以上の自宅待機	最終接触日から無症状者は5日後(有症状者は5日+病状が軽快※して24時間後) →通常勤務を行うが、可能な範囲での密接な業務は外す 感染後10日間は体調観察の徹底
	・施設内感染者との濃厚接触 ・クラスター発生時	出勤	抗原検査についてはDr判断。感染対策を徹底の上で通常業務
2	施設外感染者との接触による 濃厚接触の定義に該当 (同居家族が感染者含む)	感染対策 実施 :出勤	施設で抗原検査なし。マスクを着用の上で通常業務
		感染対策 未実施 :出勤	施設で抗原検査なし。出勤時は1～3日目は基本的に利用者様と親密に関わらない業務 4～5日はに通常業務可(入浴・食事介助は除く)
3	施設外感染者と接触 (旧濃厚接触の定義非該当)	出勤	通常業務
4	職員自身が体調不良となる(発熱等)	体調が戻るまで休み	必要に応じて病院受診。抗原検査は自己判断(自費購入)

※解熱剤等を用いずに、発熱が下がり軽快して24時間程度

	職員のマスク対応について	マスクの有無	備考
1	利用者様との通常の接触業務	必要	咳がある時はマスクを定期的に交換
2	換気あり。飛沫の危険性なし。	各自の判断	夜勤中の一人の空間、会話を要さない状況、掃除等、1階での利用者様がいない空間
3	職員同士で換気なし。飛沫の危険性あり。	必要	職員同士の近い距離・多くの時間の会話時はマスクの着用
4	コロナ注意報・警報・施設内感染者あり	必要	

その他

感染をした家族の療養の世話や濃厚接触の定義にあてはまり希望により休む時は給与保障の対象外（有給か欠勤で対応）

職員の体調不良時は今まで通り事前に部門長等へ連絡をする

職員の発熱時の病院受診は求めない

マスクは利用者様の前では必ず実施。利用者様以外の環境下で、換気・飛沫リスクが少ない時はマスクを外して可能